

市民からの道路関連要望の適正管理

(道路整備の優先順位設定評価基準)

平成27年8月

焼 津 市
(建設部 道路課)

目次

概要	1
1.はじめに		
2.目的		
3.評価対象		
道路改良関係		
優先順位の判定フロー	2
評価項目、内容、基準について	3

概要

1. はじめに

少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化を踏まえ、公共工事を取り巻く環境が大きく変化するなか、安全で住みやすく安心して暮らせるまちづくりが重要となっています。

焼津市においても、市民からの生活道路を含めた道路整備に関する数多くの要望が寄せられ、調査・調整を重ね、より効率的に事業を進めていくため、平成18年度より「市民からの道路関連要望の適正管理(道路整備の優先順位設定評価基準)」(以下、「評価基準」という。)を定め、この基準に基づき道路関連要望に対する評価判定を行い、評価に沿った事業の執行を図っております。

2. 目的

道路整備に対する要望について、統一した優先順位設定評価基準を作成することにより優先度を見極めながら、効果的・効率的な道路整備を行うことを目的とするものです。

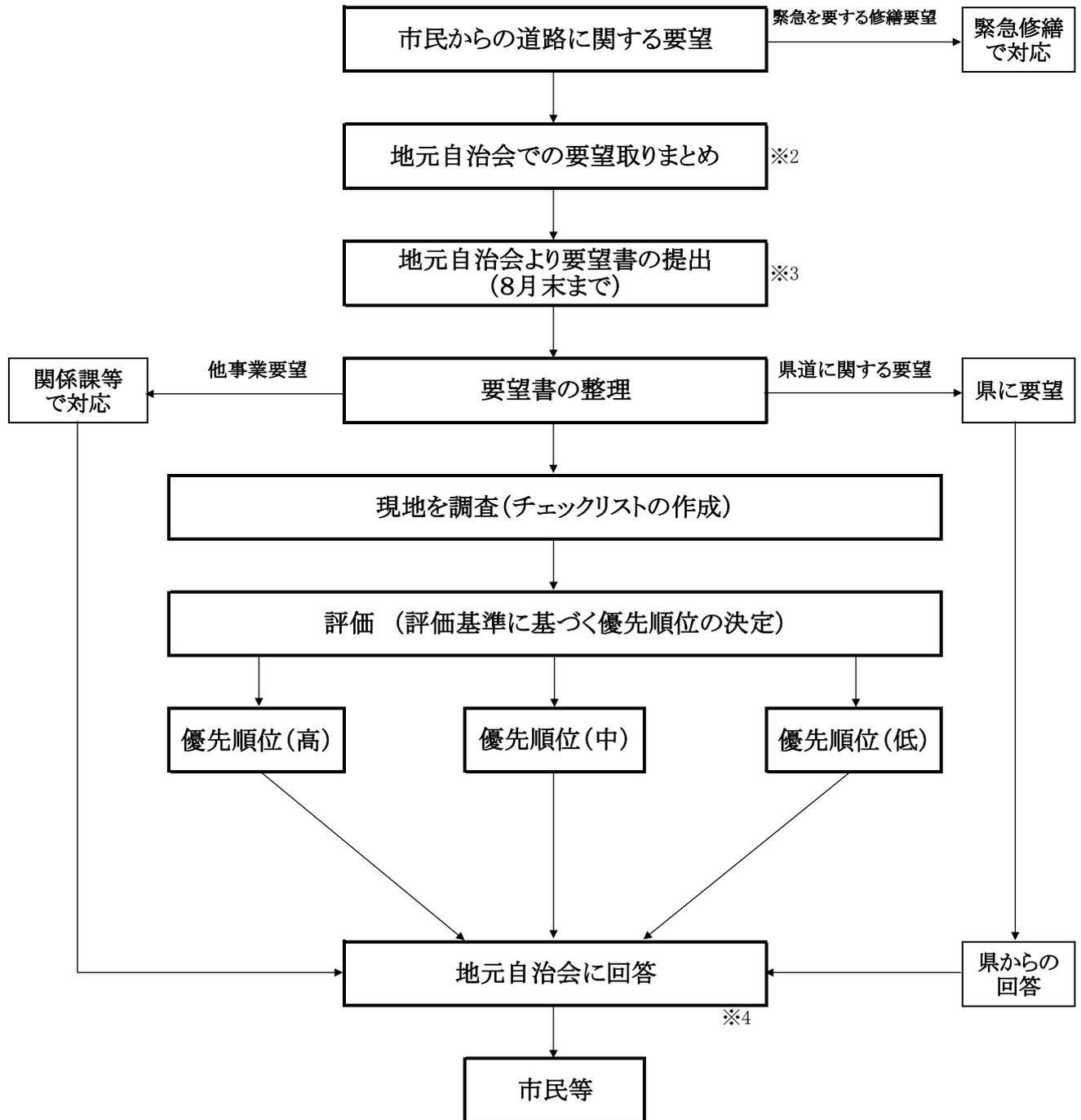
3. 評価対象

焼津市が管理する道路のうち、道路改良関係(道路拡幅及び改良、舗装新設等)の要望

※ 対象外とする要望

- 1) 都市計画道路に関するもの
- 2) 街路事業及び土地区画整理事業等の他事業に関するもの
- 3) 緊急を要するもの
舗装の打替え等小規模な修繕で対応できるもの
- 4) 交通安全施設のうち、カーブミラー及び照明灯等の道路付属施設並びに白線等の設置に関するもの。尚、カーブミラー及び防護柵等に関するものは、別途評価基準に基づき評価します。

優先順位の判定フロー ※1



- ※1 優先順位の判定フローは、自治会内から提出された道路関連要望について市としての優先順位を決定する流れを示したものである。
- ※2 自治会内で複数の要望があった場合には、自治会内での優先順位を付け整理した上で要望書を提出していただく。
(市民個々の道路関連要望については、自治会経由で提出していただく。)
- ※3 当該年度の道路関連要望の受付は、8月末までとする。
- ※4 新年度当初(5月頃)までに回答を行う。

評価項目・内容・基準について(一次評価)

評価項目の**現道状況(緊急度)**、**(環境性)**及び**その他(地元の協力)**の3つの観点について、それぞれ各項目ごと評価を行う。

現場チェックリスト及び一次評価「道路整備の優先順位設定評価リスト」を作成する。

現道状況(緊急度)

整理番号	項目	評価基準		詳細
1	車両の交通量	A	7	幹線道路で一日を通じて交通量が多い。
		B	3	朝夕の交通量が多いが、一日を通じては中程度である。(沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある)
		C	1	交通量が少ない。(沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である)
2	歩行者・自転車の交通量	A	7	幹線道路で一日を通じて交通量が多い。
		B	3	朝夕の交通量が多いが、一日を通じては中程度である。(沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある)
		C	1	交通量が少ない。(沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である)
3	通学路	A	7	要望箇所の全区間が通学路に指定されている。
		B	3	要望箇所の一部が通学路に指定されている。
		C	1	要望箇所は通学路に指定されていない。
4	事故履歴	A	7	交通事故が発生している。(毎年、連続して発生している)
		B	3	交通事故が発生したことがある。(過去3年間程度)
		C	1	過去に交通事故が発生していない。
5	道路の見通し	A	7	障害となる物件が多数あり、見通しが悪い。(要望区間の全てが見通せない)
		B	3	障害となる物件があり、見通しが悪い。(要望区間に見通せない箇所がある)
		C	1	障害となる物件はない。(要望区間の全てが見通しできる)
6	路面の状況	A	7	路面の痛んだ箇所が目立ち、補修箇所も多数ある。(振動、騒音が多いに気になる。)
		B	3	路面の痛んだ箇所が点在している。(振動、騒音が多少気になる。)
		C	1	路面は良好である。(振動、騒音が気にならない。)

現道状況(環境性)

整理番号	項目	評価基準		詳細
7	土地利用状況	A	5	宅地等が連続している。
		B	2	宅地等の割合が中程度である。
		C	1	宅地等の割合が低い。
8	道路の有効幅員	A	5	現況の道路幅員が4m未満である。
		B	2	現況の道路幅員が4m以上6m未満である。
		C	1	現況の道路幅員が6m以上である。
9	舗装の状況	A	5	要望箇所は未舗装である。
		B	2	一部区間が未舗装である。または、路肩部が未舗装である。
		C	1	要望箇所は舗装が整備されている。
10	排水施設等の状況	A	5	道路側溝等の排水施設が未整備である。
		B	2	道路側溝等が整備されているが、改良する必要性が高い。
		C	1	道路側溝等が整備されており、改良する必要性が低い。
11	公共施設からの距離	A	5	学校等の公共施設までの距離が500m未満である。
		B	2	学校等の公共施設までの距離が500m以上1000m未満である。
		C	1	学校等の公共施設までの距離が1000m以上である。
12	改良後道路の有効幅員	A	5	道路改良後に確保できる有効幅員は、6m以上である。
		B	2	道路改良後に確保できる有効幅員は、4m以上6m未満である。
		C	1	道路改良後に確保できる有効幅員は、4m未満である。

その他(地元の協力)

整理番号	項目	評価基準		詳細
13	沿線住民等の協力	A	14	要望区間沿線の住民、関係者等の全員の同意書(同意)があり、必要な用地提供や電柱の民地への移転等について地元の協力が得られている。
		B	7	要望区間沿線の住民、関係者等の同意書があり、概ね要望の理解が得られている。
		C	1	要望区間沿線の住民、関係者等の同意書がない。
14	用地買収 (舗装要望はC)	A	7	用地買収の必要がない。
		B	3	施工する際に、一部用地買収が必要となる。
		C	1	施工する際に、全区間用地買収が必要となる。
15	影響を与える物件	A	7	施工する際に、事業費に影響を与える物件がない。
		B	3	施工する際に、事業費に影響を与える物件があるが、かかる費用が少ない。
		C	1	施工する際に、事業費に影響を与える物件があり、かかる費用が多い。

評価の判定

前記項目による評価に基づき、優先順位を決定する。

優先順位	評価区分		評価基準
	高	優先順位が高い。	100点～60点以上
	中	優先順位は中位。	59点以下～40点以上
	低	優先順位は低い。	39点以下

整備時期について(二次評価)

一次評価により「高」・「中」に評価された要望について二次評価を行うものとする。

二次評価では、事業コストなど概算事業費と整備効果を考察した中で、優先順位が高い要望から優先するが、地域バランス等を考慮し整備箇所及び時期を決定する。

なお、一次評価により「低」と評価された要望については、事業着手は困難となる。ただし、将来的に周辺地域の土地利用等の状況に変化が生じた場合は、要望に対する再評価は妨げない。

附則

1. この評価基準は、平成18年4月1日から適用する。

附則

1. この評価基準は、平成24年4月3日から適用する。
2. この評価基準は、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを図るものとする。

附則

1. この評価基準は、平成27年8月1日から適用する。